

## 名前から見る古代貴族の家族観

潘蓄\*

### はじめに

人の名前は元々群体の中から個体を識別するために、個体専有の符号として作り出されたものである。しかし、人類の発展に伴って、人名の量・質がともに変化し、次第に識別以上の付加価値が求められるようになった。付加価値の追求は人類の歴史文化の産物であり、この意味では、日本人の名前は日本の歴史文化を映し出す「鏡」ともなっていると言えよう。本稿では、飛鳥時代から院政時代までの貴族の名前（＝個人名）にスポットを当て、名前に映し出される彼らの家族観の一端を浮き彫りにしたい。古代日本人の名前についての本格的な研究が江戸中期に始められ、その先駆者的役割を果たしたのは国学者の本居宣長である。宣長以来、栗田寛（1889）、穂積陳重（1926）、渡辺三男（1958）、角田文衛（1980）、奥富敬之（1999）、星田晋五（2002）などの代表的な研究が現れたが、業績が散発的に出ており、最近の研究も少ない状況にあると言わざるをえない。したがって、本稿では、先行研究の成果を最大限に活用するかたわら、できる限り自分で原典資料にあたって名前例を集め、古代貴族の名前を考察した。

### 1. 古代日本貴族の名前

本研究の対象は古代日本貴族の個人名であるが、飛鳥時代から院政時代までの貴族の個人名には様々な種類があり、ここでは、その家族観が現れている実名<sup>1</sup>と通称<sup>2</sup>とを考察の対象としている。

### （1）実名敬避の制度化

飛鳥・奈良時代では、元々習俗として日本社会に存在した実名敬避は支配者の権威を高める目的の下、唐の避諱制度を手本に、新たに制度として打ち立てられた。実名敬避とは、実名の公称を忌避することであり、秘名、避称、避書という三つの形態が見られる。日本の実名敬避の制度化は42代文武天皇の大宝元（701）年の大宝律令によるものであり、『令義解』の職員令に「治部省。卿一人。掌本姓（諱。謂。諱避也。言皇祖以下名号。諱而避之也）。」<sup>3</sup>とある。さらに、天平勝宝九（757）年に公布された避諱令では、敬避の対象が天皇と皇后の実名に限定された<sup>4</sup>が、実際にその対象が早くも貴族にも及んだ。天平宝字二（758）年六月、桑原史、大友桑原史、大友史、大友部史、桑原史戸、史戸の六氏は同時に桑原直の姓を、船史は船直の姓を賜り、『続日本紀』は「太政大臣〔鎌足子史〕之名、不得称者」とその原因を記している<sup>5</sup>。このように、遅くとも奈良中期になると、貴族の名前に対する敬避も規定された。実名敬避の制度化は平安前期に現れる貴族の名前の全面にわたる唐風化の前触れである。

### （2）系字命名法の導入

平安前期に至ると、52代嵯峨天皇は父・桓武天皇の薫陶を受けて中国の文物の摂取に極めて熱心であり、遣唐判官として入唐した経歴を持つ文章博士・菅原清公を重用し、一連の唐風化政策を実施した。名前の大改革もその唐風化政策の重要な一環であるが、それにより、中国の系字命名法が

\* 所属：北京外国語大学北京日本学研究中心文化研究室

天皇家に導入され、この命名法が後に貴族にも普及されることとなった。中国の系字命名法とは、兄弟が名前の中の一字を共有し、一定の先祖あるいは親から同一の世代であることを世に示す方法であり、その最大の特徴は、同父兄弟のみならず、従兄弟や又従兄弟や又々従兄弟なども名に同じ文字や部首が付けられたことにある。『尊卑分脈』によれば、日本でいち早く系字を取り入れたのは漢学素養の深い菅原氏であり、奈良時代を生きた古人の代を見ると、「人」と「道」が系字の機能を果たしていたと思われる。この命名法は古人の子の代から菅原氏に定着するようになり、古人の子の代は「清」を、孫の代は「善」を、曾孫の代は「道」を、玄孫の代は「茂」を系字とした。

### (3) 系字命名法の和風化

菅原氏に続いて系字命名法を採用したのは藤原氏北家であり、北家の祖・房前の曾孫である冬嗣の子はそれぞれ長良・良房・良相・良門・良仁・良世を実名としている。良房の後を受けて氏長者となった基経は良房の養子であり、彼の名に見える「経」はその実兄弟と共有するものである。さらに、基経の子は「平」を、忠平の子は「師」を系字としたが、師輔の子の代になると、同父兄弟でありながら異なる文字を系字とする現象が生じた。つまり、師輔の十人の男子は生母ごとに系字を付けられ、系字の適用範囲は同父同母兄弟に縮小されたのである。一方、同父同母の関係を示す文字は男性名にのみならず、女性名にも見られる。例えば、56代清和天皇の女御となった藤原高子の実名に使われる「高」は彼女の同父同母の兄弟・高経の実名にも見える。また、師輔の長男・伊尹と恵子女王との間に生まれた懐子の実名の中の「懐」は同父同母の兄弟・義懐と共有するものである。中国の系字が男女別々に付けるもくしは男子にのみ付けるのを原則としたのに対し、同父同母兄妹・姉弟の名に同じ文字を与えるという現象は日本色の濃いものと言えよう。こうした変化した系字命名法の名残りは道長・道隆の子の世

代にも見られ、例えば、道長と倫子との間に生まれた頼通・教通兄弟は「通」の字を共有しているが、この字は明子腹の男子には用いられていない。とは言え、明子腹の頼宗が同母弟の能信・顕信らではなく、異母兄の頼通と同じ文字を持っていることや、明子腹の長家は名に同母兄弟と共通する文字が含まれず、その代わりに、実名の二文字は共に父系直系先祖から継承したことから伺えるように、祖名継承の増加に伴い、和風化された系字命名法が早くも変形していたのである。

### (4) 系字から祖名継承へ

菅原氏では、古人の五世孫の代になると、父系直系先祖の名前の文字を継承するという新たな動きが見られるようになった。つまり、是成は曾祖父・是善から「是」を、清鑑は高祖父・清公と父・景鑑からそれぞれ「清」と「鑑」を、淳祐は父・淳茂から「淳」を、善隣は曾祖父・是善から「善」を、是兼は曾祖父・是善と父・兼茂からそれぞれ「是」と「兼」を継承したのである。こうした祖名継承は後に徐々に増えてついに系字命名法に取って代わって菅原氏の主な命名法となった。

同様な現象は藤原氏北家にも確認でき、道長の子の代から祖名継承の実例が増え始めた。道長には倫子腹の頼通、教通、明子腹の頼宗、能信、顕信、長家、源重光女腹の長信の七人の男子がおり、この中に、頼通（よりみち）と教通（のりみち）の二人は父・道長（みちなが）の「みち」を、能信（よしのぶ）は六世祖・良房（よしふさ）の「よし」を、長家は父・道長の「長」及び祖父・兼家の「家」を、長信は父・道長の「長」をそれぞれ継承した。また、頼通の子には師実、通房、俊綱、家綱、忠綱などがおり、師実は高祖父・師輔の「師」を、通房は父・頼通の「通」及び七世祖・良房の「房」を、家綱は祖父・兼家の「家」を、忠綱は五世祖・忠平の「忠」をそれぞれ継承した。このように、摂関時代では、道長を祖とする御堂流藤原氏は父系直系先祖の実名の文字・音声を不規則に継承しており、しかも、道長以来の直系先祖名

のみならず、道長の直系先祖に当たる者の名をも継承の対象とし、その範囲は人臣初の摂政・良房までに拡大されたのである。

なお、興味深いことに、祖名継承にあたって、養子が除外されていなかった。実例を見ると、藤原実資は養父・実頼から「実」の字を継承した。師房流村上源氏の源定房は従兄弟にあたる源雅定の養子となったため、養父の「定」の字を継承し、その上、その字を直系子孫に伝わった。宇多源氏の血を受け継ぐ源光遠は清和源氏の源光行の養子となったため、養父から「光」の字を継承した。

### (5) 祖名継承から通字へ

天皇家から分かれ出た清和源氏は、天皇家の影響を受けて成立当初から系字命名法を取り入れ、経基流の祖である源経基の「経」もその兄弟・経生と共有するものである。経基の世代では、経基・経生兄弟の「経」、貞元親王の子の「兼」、貞真親王の子の「蕃」、源長猷の子の「嘉」のように、同父兄弟ごとに系字を付けることを基本としながら、源経基・貞保親王の子の源基淵・貞真親王の子の源蕃基や、貞元親王の子の源兼忠・貞保親王の子の源国忠・源長頼の子の有忠などのように、従兄弟同士の名に同じ字を付けることも行われた。とは言え、次の世代になると、系字の使用範囲は再び同父兄弟に縮小された。さらに、経基の子の満仲が子に「頼」の系字を与えた（頼光・頼親・頼信）が、満仲の孫の代になると、「頼」の字がそれぞれ頼光・頼親・頼信の子に継承され、これで、この字は兄弟というヨコの関係を示す系字から父子というタテの関係を示す通字に転換された。なお、清和源氏の系字から通字への変身は菅原氏・藤原氏北家より一世紀も早いのである。

### (6) 縁の地に因んだ通称の増加

平安前期以来、縁の地に因んだ通称が増え始めた。ここで興味深いのは、実父と実子（女）・養父と養子（女）、祖と孫・叔父と甥・舅と婿などの通称に同じ地に因んだものが含まれる場合が多いことである。一例を見ると、源雅信は 59 代宇

多天皇の子・敦実親王の三男であり、土御門大路に面した土御門第を邸宅とし左大臣の官職を有したことから、「土御門左大臣」と称された。雅信の女の倫子は藤原道長と結婚し、それに伴って倫子の住む土御門第に道長が同居することとなり、道長の地位・権勢の上昇と共にその本邸として重要な位置を占めるようになった。倫子と道長の長女の彰子は土御門第で生まれ、後に 66 代一条天皇の皇后となってここを里御所とし、ここで敦成（68 代後一条天皇）と敦良（69 代後朱雀天皇）の両皇子を出産した。こうした経緯から、万寿三（1026）年に出家した彰子は土御門第の別名である「上東門第」に因んで「上東門院」の女院号を宣下された。以上見てきたように、土御門第は雅信から女の倫子へそして倫子の夫の道長へさらに倫子と道長の女の彰子へと伝領されていったからこそ、外祖父の源雅信と外孫娘の藤原彰子の通称に同じ地に因んだものが含まれているのである。

### (7) 女性の祖名継承の開始

摂関時代になると、貴族の祖名継承には新たな動きが見られ、女性が父祖の実名の文字を継承することが現れた。例えば、藤原道隆の次男・伊周の娘の周子の「周」は父から継承したものだと思われる。女性の祖名継承は次なる院政時代に最も多く見られ、73 代堀河天皇の発病から崩御に至るまでの状況を描いた『讃岐典侍日記』によれば、堀河天皇には四人の乳母が付けられ、四人とも祖名を継承した。つまり、勸修寺流藤原氏の光子は祖父・隆光の「光」を、道隆流藤原氏の家子は父・家房の「家」を、伊尹流藤原氏の藤原兼子は祖父・兼経の「兼」を、道綱流藤原氏出身の藤原師子は父・師仲の「師」をそれぞれ継承した。さらに、堀河乳母の光子から生まれた二人の女子も祖名を継承し、すなわち、74 代鳥羽天皇の乳母となった藤原実子と大納言・藤原経実の室である藤原公子はそれぞれ父権大納言・藤原公実から「実」と「公」を継承した。このように、院政時代では、一部の門流では女性が父祖の実名の文字を継承すること

が一般的に行われていたのである。

### (8) 官職に因んだ通称の増加

摂関時代以来、官職に因んだ通称が増え始め、しかも、祖・父・子が同じ官職名を持つケースも少なくない。閑院流藤原氏を例にして見ると、権中納言・権大納言・大納言・内大臣・左近衛大将・左大臣などを歴任した藤原実能は、京都の衣笠に徳大寺を建立したため、極官の左大臣と建てた寺に因んで「徳大寺左大臣」と称された。皇后宮大夫・大納言・左近衛大将・左大臣を歴任した藤原実房は三条高倉に邸宅があったため、「三条入道左府」と称された。右近衛佐・中納言・皇后宮大夫・内大臣・左近衛大将・左大臣を歴任した藤原実定は「後徳大寺左大臣」と称されたが、この通称は彼の祖父・実能の「徳大寺左大臣」に対するものと思われる。一方、摂関時代以来、男性の通称のみならず、女性の通称にも官職名が増え始めた。ただし、男性の通称には本人が実際についていた官職名が使用されたのに対し、女性の通称には父・兄弟・夫の官職名などが使用された。例えば、前述した父の実名の文字を継承した勸修寺流藤原氏の実子は、父・公実が康和二（1100）年七月十七日に大納言に補任された後に鳥羽天皇の乳母として出仕したため、「大納言乳母」（『讃岐典侍日記』下巻）と称された。

### (9) 通称から家名へ

院政時代に入ってから、通称に使われる縁の地名などが家名となることが増えた。師房流村上源氏を例にして見ると、源雅実が京都の南郊久我に邸宅を有し、源氏初の太政大臣となったため、「久我太政大臣」の通称を得た。雅実の長男・顕通は父から久我の邸宅を受け継ぎ、権大納言に任じられたため、「久我大納言」と称された。顕通の子・雅通は父の死後に叔父・雅定の養子となり、久我に居住して内大臣に任じられたため、「後久我内大臣」の通称を得た。ここで注目したいのは、雅実・顕通・雅通の祖孫三代の通称に用いられた「久我」が後に師房流村上源氏の嫡流の家名となったこと

であるが、同様な現象は閑院流藤原氏にも見られ、前述した実能・実定祖孫の通称に使われる「徳大寺」が実能を始祖とする家の名となったのである。

## 2. 名前から見る古代貴族の家族観

この部分では、飛鳥・奈良時代から院政時代までの貴族の名前に見られる様々な動きを手掛かりに、古代日本貴族の家族観の一端を探ってみたい。

### (1) 飛鳥・奈良時代

飛鳥・奈良時代は、天皇を中心とする支配者層が国家の統一を背景に、周辺諸国との交渉という需要に応じて、日本人の名前の規範化を図った時代である。実名敬避の制度化の過程において、時の支配者が唐の避諱制度を従来の氏姓制度に融合させようと工夫したのである。氏姓制度とは、国家が基本的に血縁原理で結ばれた氏を姓で系列づけて統治する政治制度のことであり、それをもって中央貴族と地方豪族が特権的な地位を世襲していた。唐の避諱制度の中で、父祖の名も敬避すべき対象となっており、子孫の任じられる官職名にも父祖の名と同じ文字が含まれていれば、その官職についてはならないと『唐律・職制律』によって定められている。しかし、管見の限り、同様な内容は日本の実名敬避には見られない。その一因として、日本は大化改新を経て天皇制中央集権国家として新たに発足したとは言え、唐の科挙制を取り入れずに引き続き従来の氏から官吏を任命し、それらの氏が官職名を氏の名とした（物部氏・中臣氏・膳氏など）のみならず、個人の名（藤原史・大伴首など）にも用いたことが挙げられる。つまり、周代から始められた中国の避諱制度は、長年の経験の積み重ねによって官職名が早くも名に適さないものとされてきた（『左伝』桓公六年条に見える命名の際の「五法六忌<sup>6</sup>」など）ため、子孫の任じられる官職名に父祖の名と同じ文字が含まれることはめったにない。これに対し、日本には官職名を名とする伝統があり、それゆえ、各

氏の官職の世襲に支障をもたらさないように、時の支配者が『唐律』の規定をそのまま移入しなかっただろうと思われる。時の日本の貴族にとって、一族における父祖の権威を高めるよりも、父祖の官職を継承することがより重要な意味を持っていたことの表れであろう。

## (2) 平安時代前期

平安前期になると、前代以来の人的交流によって移入されてきた中国の人名文化の精髓が次第に消化・吸収され、日本の個人名は、中国人名の種々の概念・法則を移植する、そしてそれらの法則と日本従来の諸制度とを融合させる段階から、中国人名の法則を借用して従来の日本人名の諸概念を中国風に変える段階に入った。中国の系字命名法の受容の歴史を見ると、平安前期の貴族は中国のように系字を共有する兄弟の範囲を従兄弟・又従兄弟・又々従兄弟までに拡大するどころか、かえって同父同母兄弟または同父同母兄妹・姉弟に限定したのである。この時代の中日両国の系字使用を比較すれば、中国の「家」が拡大志向にあった<sup>7</sup>のに対し、日本の貴族の「家」は縮小志向にあったと言えよう。ところで、系字命名法の和風化は以下の二点を背景としていると思われる。一番目は、当時の貴族社会では、複数の妻を持つ男性は自分の邸宅に各妻を迎えるのではなく、各妻の邸宅に自ら出向いてそこで結婚生活を営むという形をとるのが一般的であった<sup>8</sup>ことである。こうした婚姻形態の下で、子供の出産や養育が妻方で行われることが多く、その副産物の一つとして、同父同母兄弟ごとに系字が付けられる状況が現出したのであろう。二番目は、当時の貴族社会では、父系近親婚が許され、ただし、同母兄妹・姉弟の結婚がタブーとされていたことである。つまり、同姓不婚を原則とした中国では、「姓」には婚姻秩序を規制する機能があったが、日本人は同様な機能を個人名に付与したのである。

## (3) 摂関時代

摂関時代に入ると、中国との人的交流の減少を

背景に、日本の個人名は独自に発展する段階に入った。そんな中、実名の中の兄弟という横の関係を示す系字が父子・祖孫という縦の関係を示す通字に取って代わられた。この過程において、先駆的な役割を果たしたのは経基流清和源氏・小野宮流藤原氏などであり、これらの門流の子女は早い段階から直系父系先祖の実名の文字を継承し、特定の先祖との関係を世に示した。一方、こうした人名現象と並行して現出したもう一つの現象は、経基流清和源氏の武芸、小野宮藤原氏の有職故実などのように、それらの系統では一定の技能が父子・父女によって継承されるようになったことである。平安時代に入ってから、平安京の地名が頻繁に貴族の通称に登場し、それらの地名の多くは所有者の居住地に因んだものである。その中に、父と子（養子も含まれる）・祖と孫などの通称に関連性が見られることも多く、そうした関連性は時に財産の継承関係の反映ともなる。また、同様な原理から出発して、父と子・祖と孫の実名に見られる関連性は特定の技能の継承関係の反映であると言えよう。実際に、実資が実頼の確立した小野宮流の有職を受け継ぎ、小野宮流の年中行事の儀式作法を説明するために『小野宮年中行事』を著したのがその明証である。

源雅信から藤原彰子までの通称の伝承例から分かるように、摂関時代の貴族社会では、男女共に親から財産を継承する権利を有し、このことは男女共に先祖の実名の文字を継承していたことと並行しており、双系制の社会が未だに存続していることの表れであろう。ところが、こうした現象とは対照的に、摂関時代の祖名継承は、継承の対象を父系直系先祖の実名に限定した。その結果、一部の門流の中の一部の支流では、代々継承される通字が形成された。これは当時の日本は未だに双系制社会であったとは言え、一部の「家」では父系的要素が顕著に現れ、特に父系による継承が強く志向されたことの反映となろう。しかも、継承の内容には土地・家屋といった財産のみならず、

技能そしてその技能が生かされる職業も含まれている。職業・技能を継承する場合、継承者自身の資質・能力が継承の成り行きを左右することが多いため、継承者を選定する際に、血縁の親疎が必ずしも第一義に考慮されたのではなく、有能の養子も継承することができる。言い換えると、血縁関係を最も重要視する中国の「家」では、体に父系直系先祖の血が流れているならば、「家」の一員として認められ、そうした資格は才能・地位・財産の変化に伴って変化することは少ない。これに対し、古代日本の貴族の「家」では、家業の継承という観点から血縁関係のほかにも本人の能力も重んじられ、血縁者でも非血縁者でも「家」の一員としての資格の認定を受けなければならず、その認定の結果は個人名によって世に示されたのである。なお、貴族は系字命名法に対する改造により、系字を以って個人の世代関係を明示するのを取りやめたが、血縁による世代区分が「家」の構成員の資格認定及び資格認定に伴う権利の付与にそれほど重要な意味を持っていなかったという当時の日本貴族の一部の「家」の現状に適応させるための行為であろう。というのは、非血縁者に対して閉鎖的であった中国の「家」は、異姓不養を原則とし、養子を選定する際も血縁者を対象とした。その上、同姓者であっても、世代の合わない者を養子にすることが禁止され、よって、中国の系字は養子の選定にとっても重要な意味を持っていた。しかし、実資が祖父・実頼の養子になったように、摂関時代の日本ではたとえ世代が合わない者でも養子に選定されることが可能であった。

#### (4) 院政時代

院政時代に至ると、日本人は先行する三つの時代に現出した様々な人名現象を融合させ、それにより、中国とは異なる個人名の体系が遂に形成された。このことを端的に示しているのは、一部の個人名が特定の集団に属する特定の個人の象徴から集団全体の象徴へと格上げされて、集団全体の継承されるものとなったことである。その典型例

として、特定の先祖の通称に用いられた本人縁の地名が「家」の名となったことが挙げられよう。師房流村上源氏の雅実・顕通・雅通の三人の通称に用いられた「久我」は、後に三人の直系子孫からなる集団の者全員に与えられたが、その際に、京都南郊の久我の地にある邸宅がその集団の象徴となっている。ここで重要なのは、雅実・顕通・雅通の三人が祖・父・子の関係にあることであり、この場合、住居という財産が父系直系によって継承され、個々人の財産が集団全体の財産となったことである。こうした現象から、院政時代になると、財産の継承が父母双系によるものから父系一系によるものに変化し始めたことが伺えよう。

さらに、祖・父・孫が同じ官職名を持つことは同じ集団に属する者のつける最高の官職（いわゆる極官）が最初からある程度決められていることの反映となろう。言い換えると、院政時代では、従事する職業が所属する血縁集団によって決められていたが、その支えとなるのは飛鳥時代以前に既に形成された日本の氏姓制度である。ただし、氏姓制度の下にある氏という集団は、基本的に父系血縁関係によって結ばれてはいたが、母系血縁関係が父系血縁関係に加えられたり、非血縁関係（秦氏・漢氏など）によって結ばれたりすることもあるため、官職は多様に継承されていたのである。それ故、官職の世襲が実現されたとは言え、氏という大きな枠組みの中で行われ、特定の官職が特定の門流に定着することは難しかった。しかし、院政時代では、御堂流藤原氏の摂政・関白、閑院流藤原氏と師房流村上源氏の左・右大臣、勸修寺流藤原氏の大納言などのように、父系血縁関係によって結ばれた特定の門流に属することはすなわち特定の官職につく資格を与えられることであり、少なくとも貴族の間では、職業の父系一系による継承がほぼ実現されたと言えよう。上述してきたように、院政時代に至ると、一部の門流では固定の財産や特定の官職が父系の直系子孫によって継承され、平安前期以来現れた貴族の父系制

志向が遂にその実が伴うようになったのである。

## おわりに

現代の日本社会では、人の名前は主に個人の識別の機能を果しているため、その「価値」が単に「符号」という一言にまとめられることが多い。しかし、古代の日本社会では、個人の名前は決して単なる符号として見なされたのではなく、その命定・使用が大和民族の物質及び精神生活の欠かせない一部分となっている。本稿の中で具体的に見てきたように、古代日本貴族の名前に見られる様々な動きはまさに各歴史時期の日本貴族の家族観の反映となっている。むろん、名前を通して見られるのは古代日本貴族の家族観の片鱗にすぎず、なお他の古代貴族の家族研究の成果と対照して検討する必要があるが、それを今後の課題にしたい。

## 註

- <sup>1</sup> 実名は、通称といった一時的或いは副次的な名前に対し、その人の正真の名前である。
- <sup>2</sup> 通称は、社会生活を営む際に、直称・直書してもいい一時的或いは副次的な名前である。
- <sup>3</sup> 黒板勝美・国史大系編修会／編『律・令義解』国史大系 22、吉川弘文館、1966、pp. 39、40。
- <sup>4</sup> 黒板勝美・国史大系編修会／編『令集解』（前篇）国史大系 23、吉川弘文館、1966、p. 87。
- <sup>5</sup> 青木和夫・他／校注『続日本紀』（三）新日本古典文学大系 14、岩波書店、1992、p. 254。
- <sup>6</sup> 「六忌」とは、①本国の国名を名としてはならない。②本国の官職名を名としてはならない。③本国の山・川の名を名としてはならない。④疾患の名を名としてはならない。⑤家畜の名を名としてはならない。⑥礼器や貨幣の名を名としてはならない。である。
- <sup>7</sup> こうした志向は『唐律』の「凡祖父母、父母、而子孫別籍異財者、徒三年」という規定や『唐書』の中の累世同居の大家族に対する賛美などからも伺える。
- <sup>8</sup> 高群逸枝『招婿婚の研究』1・2（橋本憲三／編『高群逸枝全集』第2・3巻、理論社、1966所収）を参照。

## 参考文献

- 黒板勝美・国史大系編修会／編（1966）『律・令義解』国史大系 22 吉川弘文館
- 黒板勝美・国史大系編修会／編（1965）『類聚三代格・弘仁格抄』国史大系 25 吉川弘文館
- 青木和夫・他／校注（1992）『続日本紀』（三）新日本古典文学大系 14 岩波書店
- 黒板勝美・国史大系編修会／編（1966～1967）『尊卑分脈』（1～4）国史大系 58～60（下）吉川弘文館
- 黒板勝美・国史大系編修会／編（1964～1965）『公卿補任』（1～5）国史大系 53～57 吉川弘文館
- 橋健二／校注『大鏡』（1974）日本古典文学全集 20 小学館
- 藤岡忠美・他／校注（1971）『和泉式部日記・紫式部日記・更級日記・讃岐典侍日記』日本古典文学全集 18 小学館
- 松村博司・山中裕／校注（1964・1965）『栄花物語』（上・下）日本古典文学大系 75・76 岩波書店
- 穂積陳重（1926）『実名敬避俗研究』 刀江書院
- 渡辺三男（1958）『日本人の名まえ』 北辰堂
- 角田文衛（1980）『日本の女性名』（上） 教育社
- 奥富敬之（1999）『日本人の名前の歴史』 新人物往来社
- 橋本義彦（1976）『平安貴族社会の研究』 吉川弘文館
- 高群逸枝（1966）『招婿婚の研究』1・2（橋本憲三／編『高群逸枝全集』第2・3巻 理論社所収）
- 義江明子／編（2002）『親族と祖先』日本家族史論集 7 吉川弘文館
- 義江明子／編（2002）『婚姻と家族・親族』日本家族史論集 8 吉川弘文館
- 吉海正人（1995）『平安朝の乳母達——『源氏物語』への階梯』 世界思想社
- 飯沼賢司（1984）『「職」と家の成立』（『歴史学研究』534）
- 西野悠紀子（1982）「律令制下の氏族と近親婚」（女性史総合研究会／編『日本女性史』1 東京大学出版会）
- 〔後晋〕劉昫等撰（1975）『舊唐書』 中華書局
- 〔宋〕歐陽修・宋祁撰（1975）『新唐書』 中華書局
- 蕭遙天（1987）『中国人名的研究』 國際文化出版公司
- 納日碧力戈（2000）『姓名』 中央民族大学出版社
- 王泉根（2000）『中国人名文化』 團結出版社
- 完顏紹元（2001）『中国姓名文化』 上海古籍出版社
- 何曉明（2001）『姓名与中国文化』 人民出版社
- 顧璽塘・顧鳴塘（1996）『中国歴代婚姻与家庭』 商務印書館
- 李卓（2004）『中日家族制度比較研究』 人民出版社